

みらい1分ニュースレター

2010/3/23 第31号
毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

中国での所得税法実施に際し、実務上疑問とされやすい点について、今回の通知により、一層明確になりました。以降2回に渡り、お知らせします。



「企業所得税法の実施 における税収問題に関する通知」

—その1 国税函「2010」79号

テーマ

←ポイント

- ✓ 公布部門: 国家税務局
- ✓ 発効: 2010年2月22日
- ✓ 影響: 中国企業所得税法上、賃貸料収入などの8つの収益について、認識基準が明確化されました。

←解説

◆ [貸料収入の認識について]

企業が固定資産またはその他有形資産の使用権を提供して得た賃貸料収入は、取引契約等に規定された賃借人による賃貸料の支払い日に収益を認識する。取引契約等に規定された賃貸期限が年度を跨ぎ前払いされる場合、収入と費用の比例配分の原則（実施条例第9条）に従い、すでに認識した収入を、賃貸期間に応じて各年度の収益として按分する。

賃貸方が、中国国内に何からの関連機構を有し、企業所得を申告納付する非居住企業である場合においても、本条の規定が適用される。

◆ [持分譲渡所得の認識とその計算について]

企業の持分譲渡収入は、譲渡協議が発効し、持分変更手続が完了した時点で、収益を認識する。

持分譲渡所得 = 持分譲渡収入 - 当該持分を取得するために発生した原価（※）

（※）被投資企業の株主留保収益のうち当該持分により分配可能な金額を控除してはならない。

◆ [配当等 投資収益の認識について]

企業が取得した配当等の投資収益は、被投資企業の株主または株主総会が剰余金の処分または株式転換を決定した時点で認識する。

（執筆：李 東旭 li dongxu）

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14
◇〔名古屋事務所〕愛知県名古屋市中区栄2-11-7

TEL: 03-3519-3970(代)
TEL: 06-4705-7010
TEL: 052-253-5606

